

### 【ポイント】

- スリランカ航空局は、3月19日午前4時から3月25日午後11時59分までの間（いずれもスリランカ時間）、国内の全ての国際空港で商業旅客機の受け入れ業務を停止する旨発表。
- スリランカ航空は本18日コロombo発成田行きの直行便（UL454）は運行予定。
- 保健省は、指定感染国以外からスリランカに入国した（日本人含む）に対しても、到着後14日間自宅・ホテルなどでの自主隔離を要請。
- 現在スリランカに滞在し、3月1日～15日の期間に欧州（英国含む）、イラン及び韓国に滞在歴のある者（日本人を含む）について、速やかに最寄りの警察署への届出を要請。
- スリランカ入出国管理局は、同局への訪問延期を要請し、すべてのビザの効力の3月14日から4月12日までの延長を発表。
- 国内観光にも自粛要請あり。
- 3月18日午前までのスリランカ国内の感染者数は累計42名。
- 3月18日午後4時半から、感染者拡大防止措置として一部の地域（プッタラム県及びニゴンボ県コッチカデ警察管轄区）に外出禁止令。
- 引き続き、手洗いなどの感染症対策に努め、当局が発表する最新情報の収集に努めてください。

### 【本文】

1 スリランカ航空局は、3月19日午前4時から25日午後11時59分までの間（いずれもスリランカ時間）、国内の全ての国際空港において到着する国際商業旅客機の受け入れ業務を停止する旨発表しました。なお、航空局の以下HPによると、当地出発便や乗り継ぎ便については制限対象外とされています。ただし、今後の状況によっては変更される可能性もありますので、引き続き当局の発表などに注意するとともに、実際の運行状況については航空会社に確認してください。

【参考1】スリランカ航空局ホームページ

[https://www.caa.lk/index.php?option=com\\_content&view=category&layout=blog&id=158&Itemid=1694](https://www.caa.lk/index.php?option=com_content&view=category&layout=blog&id=158&Itemid=1694)

2 各航空会社の運行状況のうち、3月18日コロombo発成田行きスリランカ航空直行便（UL454）は運行予定としています。一方、明19日以降の運航については現在検討中としており、引き続き、航空会社へ最新の情報を問い合わせる必要があります。バンダラナイケ国際空港での航空便運航状況に関しては、以下URLもご活用ください。

【参考2】バンダラナイケ国際空港ホームページ

[https://www.airport.lk/flight\\_info/departure.php](https://www.airport.lk/flight_info/departure.php)

3

(1) 17日付、保健省からの通知によると、現在、イタリア、韓国、イラン、オーストリア、デンマーク、フランス、ドイツ、オランダ、スウェーデン、スペイン、スイス、バーレーン、カタール、イギリス、ベルギー及びノルウェーから直接入国する、あるいはこれらの国々を経由して入国する全ての渡航者（日本人も含む）に対し、スリランカ入国後、国内の指定施設において、14日間、隔離措置がとられることになっています。また、過去14日以内にこれらの国々に渡航歴のある渡航者も隔離の対象となるとされています。

(2) また、上記以外の国（日本を含む）からの渡航者に関しては、到着から14日間の自宅（またはホテル）待機が要請されています。現在、スリランカにいる日本人の方でこれに該当する場合は、これに十分にご留意ください。

4

(1) スリランカ国防省は、防疫上の観点から、3月1日～15日の間に欧州（英国含む）、イラン及び韓国から帰国したスリランカ人に対し、最寄りの警察署にて、登録手続き（所定の用紙に氏名や滞在先などを記載するもの）をするよう求めています。

(2) 当館から、警察本部に確認したところ、日本人についても同ケースに該当する場合、ホテル宿泊手続きなどがスムーズに進まないなどの問題が生じる可能性があるため、登録手続きを推奨したいとの回答がありました。万一、該当する方がおられましたら、速やかに最寄りの警察署に届出をしていただくようご協力をお願いします。

○本件照会先

スリランカ警察本部新型コロナウイルス インフォメーションセンター

電話番号：+94-115978720, +94-115978730, +94-115978734.

E-mail: [lahd@police.lk](mailto:lahd@police.lk)

5

(1) 3月18日、スリランカ出入国管理局は、外国人に対し発給されているすべてのビザの効力を3月14日から4月12日の30日間延長することを発表し、引き続きビザ手続き等のために同局を訪問することは延期するように呼びかけています。スリランカビザの有効期限内にスリランカを出国できない可能性のある方におかれては、以下のURLで、スリランカ出入国管理局からの通知が掲載されていますので、必ず内容をご確認ください。

<https://news.lk/news/political-current-affairs/item/29761-all-types-of-visas-issued-to-foreigners-extended>

(2) スリランカビザETA(電子渡航認証)サイト内では、スリランカ訪問予定者に入国後不利益が生じることも排除できないことから、特に3月19日から25日の間は、ビザ申請を控えるよう要請しており、その他の期間でも不要不急の渡航を控えることを呼びかけています。また、スリランカ側からのビザ発給の有無の連絡が遅延している状況が確認されています。

(3) スリランカ文化省からも、防疫上の観点から、国内観光地などの閉鎖が指示され、当地旅行会社や外国人観光ガイドに対し、国籍に限らず観光地などへの案内を控えるよう呼びかけがなされています。今後、スリランカ訪問を予定されている方は、これらの最新の情報を踏まえて、渡航の是非をご判断されることをお勧めします。

## 6

(1) スリランカ保健省は、3月18日午前までに新型コロナウイルス感染者が累計42例となった旨発表しています。詳細は以下もご参照ください。

【参考3】スリランカ保健省発表(通常、各日朝10時時点の最新情報)

[http://www.epid.gov.lk/web/index.php?option=com\\_content&view=article&id=225&lang=en](http://www.epid.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=225&lang=en)

(2) また、3月18日午後4時半から、感染者拡大防止措置としてプッタラム県及びニゴンボ県コチカデ警察管轄区(Puttalam district 及び Kochchikade police arera)に外出禁止令が出されました。万一、周辺に地域にいらっしゃる邦人の方がおかれましては、特に警察などの発表に十分に注意し、さらなる通知があるまで外出を控えてください。

7 当地の在留邦人の皆様及び現在、当地を訪問中の邦人の皆様におかれましては、引き続き人混みを避けることや手洗い・手指の消毒などの感染症対策をしてください。また、当局の発表などに注意し、正確な情報収集を行い、冷静な行動に努めてください。

【参考4】新型コロナウイルス感染症に備えて

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

【参考5】世界保健機構(WHO)

<https://www.who.int/>

【参考6】外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停

止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>